

動産（自動車） 公売参加の手引き【期間入札】

I 一般的な注意事項

- 1 公売財産は、市税滞納者の財産であり、小松市の所有する財産ではありません。
- 2 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、小松市は担保責任等を負いません。
- 3 表示されている公売財産の情報等は、自動車検査証及び職員の目視等のもので、実際の現況と異なることがあります。修復歴等の調査等はしていません。
- 4 小松市は、公売財産の引渡の義務を負いません。
- 5 公売公告された公売財産について、公売を中止する場合があります。
- 6 買受人は、買受代金の納付後に公売財産の返品および買受代金の返還を求めることができません。
- 7 公売に関する手続き等は、「小松市より公売のお知らせ」裏面のスケジュール等にてご確認ください。

II 公売参加資格

- 1 公売保証金を納付すれば、原則、誰でも入札することができます。
- 2 但し、次に該当する者は公売に参加できません。
 - (1) 国税徴収法第92条に規定する者
滞納者は、換価の目的となった自己の財産を直接、間接を問わず買い受けることができません。
 - (2) 国税徴収法第108条（公売実施の適正化に関する措置）に規定する者
入札の妨害や、不当に価額を引き下げる目的をもって連合する者など、公売参加者に対する制限があります。

III 入札の流れ

1 入札書類の取寄せ

- (1) 公売に参加しようとする場合、できるだけ入札期間の初日までに、納税課から入札書類を取り寄せてください。
- (2) 取り寄せの方法は、「入札書類送付依頼書」を郵送、FAX・メール送信するか、納税課窓口へ直接持参してください。お電話での受付は行いませんので、ご注意ください。
- (3) 入札書類は、依頼書を窓口持参した場合であっても、後日、郵便発送します。
- (4) 入札書類の郵送が遅延している場合には、お手数ですが、納税課宛ご確認くださいませようよろしくお願いします。なお、入札書類の発送開始時期は「入札書類送付依頼書」に記載しておりますので、ご確認ください。
- (5) 複数の物件を入札される場合には、公売財産の売却区分番号ごとに入札書類を取り寄せてください。
- (6) 入札書類一式として次のものをお送りします。
 - ① 小松市より公売のお知らせ（スケジュール等含む）

- ② 動産（自動車）公売参加の手引き（本手引き）
- ③ 入札書（２枚：１枚は予備であり、必ず１枚のみ提出してください。）
- ④ 入札書封筒
- ⑤ 公売保証金納付書（若しくは小松市振込口座通知書）
- ⑥ 公売保証金納付通知書及び返還請求書兼口座振替依頼書
- ⑦ 委任状（代理人による場合）
- ⑧ 書類提出用封筒
- ⑨ 入札書類確認書（チェックシート）

2 公売保証金の納付

（１）入札しようとする方は、次のいずれかの方法により、公売保証金を納付していただきます。

- ①小松市指定金融機関又は小松市収納代理金融機関（※）窓口での現金納付
- ②ゆうちょ銀行窓口での現金納付
- ③小松市の指定口座への振込送金（振込手数料をご負担いただきます。）

（※）小松市指定金融機関 北國銀行の本支店

小松市収納代理金融機関

北陸銀行 福井銀行 福邦銀行 金沢信用金庫 北陸労働金庫

はくさん信用金庫 小松市農業協同組合

以上の各本店、支店及び出張所

- （２）公売保証金の納付方法は、「入札書類送付依頼書」で指定してください。所定の公売保証金納付書の発送、若しくは振込口座番号を通知します。
- （３）入札書類として、公売保証金を納付した領収書の写し、若しくは送金の「控え」等送金を証明できるものが必要になります。
- （４）公売保証金は、入札しようとする売却区分番号ごとに納付してください。
- （５）公売保証金に利子はつきません。

3 入札

（１）入札書の作成

- ①入札書は、インク又はボールペンにより、鮮明な字体で記載してください。入札書が判読できない場合、無効となることがあります。
- ②入札価格は、アラビア数字で明確に記載し、頭部には「¥」又は「金」を記載してください。
- ③入札書は、訂正したり、抹消したりしないでください。訂正、抹消した入札書は、無効になります。書き損じたときは、予備の入札書（コピー可）に書き直してください。
- ④同一人が、同一の売却区分番号について、２枚以上の入札書を提出すると、その入札書はいずれも無効となります。入札書封筒に封入する入札書は、必ず１物件、１入札書のみです。入札書は予備用に２枚お送りしますが、必ず１枚のみ提出してください。
- ⑤入札書には住民登録上の住所、氏名（法人にあっては商業登記簿上の所在地、商号）を記載し、押印（認印可）してください。

⑥入札書は、入札書封筒に入れて、必ず封をしてください。

⑦一度提出した入札書は入札期間内であっても、引換え、変更、取消しができません。

(2) 入札書の提出

①入札書は、同封の入札書類提出用封筒(角型20号)に、次の書類を同封して提出ください。

ア 入札書封筒(封をする。)

イ 公売保証金納付領収書の写し(口座振込の場合は、「控え」等、送金を証明できるもの。)

ウ 公売保証金納付通知書及び返還請求書兼口座振替依頼書

エ (代理人による場合) 委任状

オ (法人が入札者の場合) 履歴事項証明書、又は、現在事項証明書

カ 提出書類チェック表(チェックしたうえで提出する。)

②複数の動産(自動車)を入札される場合、売却区分番号ごとに提出してください。

③上記①の提出用封筒を、郵送、納税課窓口での納税課職員への手交、のいずれかにより提出します。

④納税課窓口で直接提出する場合、書類を提出する方が入札者及び入札代表者でないとき(使者にすぎないとき)は、必要により身分証明書等の提示を求めることがあります。

⑤入札期間を経過した場合、いかなる理由があろうとも、提出用封筒を受け取ることはできませんので、ご注意ください。

⑥入札者が他の者の代理を兼ねること、又は、代理人が複数人を代理することはできません。

4 開札

入札書は、入札者の面前で開札します。ただし、入札者が開札に立ち会わないときは、公売事務を担当していない小松市の職員が立ち会って開札します。

5 最高価申込者決定

(1) 最高価申込者

①見積価額以上で、最も高い価額の方を最高価申込者として決定します。

②最高価額による入札者が2人以上ある場合(同額である場合)には、開札場所において、開札後直ちに追加入札を実施します。ただし、追加入札すべき者の全員がその場にいないときは、新たな日時を定めて期日入札の方法により追加入札を実施します。なお、追加入札による最高価額も同額のときは、開札場所において、開札後直ちにくじで最高価申込者を決定します。

③最高価申込者に対しては、最高価申込者の決定後、決定通知書等の書類をお送りします。開札に立ち会われたとしても、後日郵送となります。

(2) 次順位買受申込者

①最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額(見積価額以上で、かつ、最高価申込者の入札価格から公売保証金の額を控除した金額以上のものに限る。)で入札した者(以下

- 「次順位者」という。)は、次順位による買受の申込みをすることができます。
- ②入札価額が次順位であった場合、入札時から次順位買受申込者になる意思が明確である者は、あらかじめ、入札書の所定の欄にその旨の記載をすることができます(チェック欄にチェック)。
 - ③次順位者に対しては、最高価申込者決定後、次順位申込みの意思を確認します。開札に立ち会わない場合には、電話連絡等により確認します。
 - ④次順位買受申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者として決定します。
 - ⑤次順位者が2人以上ある場合(同額である場合)には、開札場所において、開札後直ちにくじで次順位買受申込者を決定します。ただし、次順位者の全員がその場にいないときは、新たに定める日時において、納税課で実施します。
 - ⑥最高価申込者の決定が取り消されたとき、又は売却決定が取り消されたときは、次順位買受申込者に対し、売却決定をします。

(3) 公売保証金

- ①公売保証金は、買受人が納付すべき買受代金に充当します。
- ②最高価申込者とならなかった入札者が納付した公売保証金は、公売終了後、公売保証金納付通知書及び返還請求書兼口座振替依頼書に記載された指定口座への振込送金により返還します。
- ③次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者が買受代金を納付した後に返還手続を行います。
- ④買受人が買受代金を納付期限までに納付しないことにより売却決定が取り消された場合には、買受人の納付した公売保証金は、その公売に係る市税に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付します。
- ⑤国税徴収法第108条第2項の処分を受けた者の納付した公売保証金は、小松市に帰属します。

6 売却決定及び買受代金納付

(1) 売却決定

- ①所定の日時に、最高価申込者に対して公売財産を売却することを決定します。
- ②次順位買受申込者に対する売却決定の日時は、公売公告に記載した日時と異なることがあります。

(2) 売却決定の取消し

次に該当する場合は、売却決定を取り消します。

- ア 買受代金の納付前に、滞納税完納の事実が証明されたとき。
- イ 買受人が買受代金をその納期限までに納付しないとき。
- ウ 国税徴収法第108条第2項の規定が適用されたとき。

(3) 買受代金納付

- ①買受人は、売却決定を受けた後、買受代金納付期限までに、買受代金の全額(公売保証金相当額を控除)を納付します。
- ②納付は、現金又は小切手(銀行、信用金庫、ゆうちょ銀行などの金融機関が振出したもの又はこれら金融機関の支払保証のあるもの。)で納税課において納付するか、又

は、市が指定した金融機関口座へ振り込むことで納付することができます（振込手数料は買受人負担）。

- ③市が指定した金融機関口座へ振り込む場合は、買受代金納付期限までに、市が入金を確認できるように振り込んでください。

7 権利移転

（１）引渡し及び権利移転

- ①公売財産の引き渡しは、買受代金納付時の現況有姿で行います。
- ②小松市が公売財産を第三者に保管させている場合は、買受人は小松市から交付される「売却決定通知書」を提示し、保管人から財産の引渡しを受けてください。この場合、「売却決定通知書」の交付により、小松市から買受人に対して公売財産の引渡しは完了したことになります。
- ③買受人は、買受代金納付時に公売財産の引渡しを受けない場合、「保管依頼書」の提出が必要です。
- ④一度引渡しされた財産は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。

（２）権利移転の手続き

- ①小松市から交付される「所有権移転登録請求書」に必要事項を記入・署名・押印のうえ、自動車保管場所証明書、印鑑証明書などの必要書類を添えて、買受代金納付期限までに小松市へ提出してください。
- ②買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局、自動車検査登録事務所が、対象財産を管轄する運輸支局などと異なる場合などには、買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局などに当該自動車を持ち込んでいただくことが必要です。また、買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局などが、北信越運輸局石川運輸支局以外の場合、所有権の移転登録および差押登録の抹消登録は、郵送で行います。
- ③自動車検査証有効期限切れの自動車は、所有権移転登録と同時に一時抹消登録をすることとなります。使用される場合は、買受人が自ら新規検査および新規登録の手続きを行う必要があります。

（３）引渡し及び権利移転に伴う費用

- ①公売財産の権利移転に伴う費用（登録手数料など）は、買受人の負担となります。
- ②自動車税環境性能割は、買受人が自ら申告、納税してください。
- ③買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局などが、北信越運輸局石川運輸支局以外の場合、所有権の移転登録および差押登録の抹消登録は郵送で行いますので、郵送料（切手 1500 円程度）が必要です。
- ④落札された公売財産の保管費用が必要な場合、買受代金納付期限の翌日以降の保管費用は、買受人の負担となります。

国税徴収法

(買受人の制限)

第九十二条 滞納者は、換価の目的となった自己の財産（第二十四条第三項（譲渡担保財産に対する執行）の規定の適用を受ける譲渡担保財産を除く。）を、直接であると間接であることを問わず、買い受けることができない。国税庁、国税局、税務署又は税関に所属する職員で国税に関する事務に従事する職員は、換価の目的となった財産について、また同様とする。

(公売実施の適正化のための措置)

第百八条 税務署長は、次に掲げる者に該当すると認められる事実がある者については、その事実があつた後二年間、公売の場所に入ることを制限し、若しくはその場所から退場させ、又は入札等をさせないことができる。その事実があつた後二年を経過しない者を使用人その他の従業者として使用する者及びこれらの者を入札等の代理人とする者についても、また同様とする。

- 一 入札等をしようとする者の公売への参加若しくは入札等、最高価申込者等の決定又は買受人の買受代金の納付を妨げた者
 - 二 公売に際して不当に価額を引き下げる目的をもつて連合した者
 - 三 偽りの名義で買受申込みをした者
 - 四 正当な理由がなく、買受代金の納付の期限までにその代金を納付しない買受人
 - 五 故意に公売財産を損傷し、その価額を減少させた者
 - 六 前各号に掲げる者のほか、公売又は随意契約による売却の実施を妨げる行為をした者
- 2 前項の規定に該当する者の入札等又はその者を最高価申込者等とする決定については、税務署長は、その入札等がなかったものとし、又はその決定を取り消すことができるものとする。
- 3 前項の場合において、同項の処分を受けた者の納付した公売保証金があるときは、その公売保証金は、国庫に帰属する。この場合において、第百条第四項（公売保証金の返還）の規定は、適用しない。
- 4 税務署長は、第一項の規定の適用に関し必要があると認めるときは、入札者等の身分に関する証明を求めることができる。
- 5 税務署長は、公売不動産の最高価申込者等又は自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札等をさせた者が次のいずれかに該当すると認める場合には、これらの最高価申込者等を最高価申込者等とする決定を取り消すことができるものとする。
- 一 暴力団員等（公売不動産の入札等がされた時に暴力団員等であつた者を含む。）
 - 二 法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの（公売不動産の入札等がされた時にその役員のうち暴力団員等に該当する者があつたものを含む。）

小松市役所 行政管理部 納税課 公売担当

直通電話 0761-24-8033

F A X 0761-23-2446